（同規則補足第18改訂版の規則5.6.1.及び5.6.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.、7.及び8.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第19改訂版の規則7.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第50号補足第19改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

四　（略）

２　（略）

（尾灯）

第50条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第37条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第19改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第19改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度については表１の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と読み替え、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添64「尾灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.4.から3.6.、5.1.1.括弧書、5.3.、別紙１ただし書及び別紙２の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使

（同規則補足第17改訂版の規則5.6.1.及び5.6.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.、7.及び8.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第18改訂版の規則7.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第50号補足第18改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

四　（略）

２　（略）

（尾灯）

第50条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第37条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第18改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第18改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度については表１の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と読み替え、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添64「尾灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.4.から3.6.、5.1.1.括弧書、5.3.、別紙１ただし書及び別紙２の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使